

実施要項に関する指針の主な改正点

番号	指針名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
1	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(6ページ) 5. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号) (2)入札書類 ⑤	事務連絡「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」の改訂があったため	⑤ 暴力団排除手続に関連する提出書類等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(総務省官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡、 <u>令和4年11月14日</u>)を参照すること。	⑤ 暴力団排除手続に関連する提出書類等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(総務省官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡、 <u>平成28年5月2日改定</u>)を参照すること。
2	同上	(8ページ) 6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号) (1)評価項目等の設定 ⑧ハ	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日財計4803号)に基づくもの	ハ 応募者の社会性(社会貢献活動の実施状況、障害者の雇用状況、男女共同参画に対する取組、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組、 <u>賃上げの実施</u> 等)	ハ 応募者の社会性(社会貢献活動の実施状況、障害者の雇用状況、男女共同参画に対する取組、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組等)
3	同上	(8ページ) 6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号) (1)評価項目等の設定 ⑧表「入札参加資格／必須(基礎点)項目／加点項目の基本的な考え及び主な項目例」の「加点項目」欄	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」の一部改正及び「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日財計4802号)に基づく改正	<u>ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</u> <u>総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する評価基準</u>	(新規)
4	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(2ページ) Ⅱ. 終了プロセス 1. 終了基準 (1)良好な実施結果が得られた事業	人件費の上昇等の外的要因により実施経費の増減が生じた場合における単価等の補正方法を示すため	※上記の増減要因の分析等とは、比較する経費の対象範囲に影響を与える外的要因を控除することを趣旨とし、業務内容に増減があった場合における当該部分の控除、人件費の上昇等による経費増があった場合における単価の補正等(<u>積算等に用いられる労務単価など、当該業務に要するコスト増加を客観的に示しうるデータ等を用いること</u>)、従来経費と実施経費の比較を行うために必要な措置を指す。	※上記の増減要因の分析等とは、比較する経費の対象範囲に影響を与える外的要因を控除することを趣旨とし、業務内容に増減があった場合における当該部分の控除、人件費の上昇等による経費増があった場合における単価の補正等、従来経費と実施経費の比較を行うために必要な措置を指す。
5	同上	(4ページ) Ⅲ. 新プロセス 2. 新プロセスの手続 ⑦	警察庁の課名変更(令和4年11月1日変更)のため	実施府省等が警察庁刑事局組織犯罪対策部 <u>組織犯罪対策第二課</u> に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行うこと	実施府省等が警察庁刑事局組織犯罪対策部 <u>暴力団対策課</u> に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行うこと